

京都で高度外国人材を雇用する企業様へ

国家戦略特区 高度人材ポイント特例制度



～高度専門職（1号）ビザ申請時に10点ポイント加算できる特区制度のご案内～

ポイント10点特例加算の 対象となる企業の要件

京都府内の事業拠点で
外国人を雇用する企業

下記補助金のいずれかの
交付決定を受けた企業

- (公財) 京都産業21が公募する
- ◆企業の森・産学の森推進事業（Ⅱコース又はⅢコース）
 - ◆エコミック・ガーデニング支援強化事業（Ⅱコース又はⅢコース）
 - ◆次世代地域産業推進事業

下記業種のいずれかに該当

09 食料品製造業	25 はん用機械器具製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	26 生産用機械器具製造業
11 繊維工業	27 業務用機械器具製造業
12 木材・木製品製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
13 家具・装備品製造業	29 電気機械器具製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	30 情報通信機械器具製造業
15 印刷・同関連業	31 輸送用機械器具製造業
16 化学工業	32 その他の製造業
18 プラスチック製品製造業	39 情報サービス業
19 ゴム製品製造業	40 インターネット附随サービス業
21 窯業・土石製品製造業	41 映像・音声・文字情報制作業
24 金属製品製造業	

※統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による

「高度専門職（1号）」ビザとは

研究、教育、自然科学及び人文科学の知識又は技術を要する業務など、高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れを促進するため、他の一般的な就労資格よりも、出入国管理上の優遇措置として活動制限を緩和した在留資格です。学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイント（点数）を付け、その合計が**70点以上**の外国人に付与されます。



特区認定でポイント10点を特例加算

優遇措置とは

- ・ 複合的な在留活動の許容
（「研究」を主に「経営管理」などの複数の在留活動が可）
- ・ 「在留期間」が5年
- ・ 3年以上の活動により「高度専門職2号（在留期間が無期限）」の申請が可
- ・ 点数により1～3年で永住申請が可
- ・ 配偶者の就労の許可
- ・ 入国・在留手続の優先処理 等

申請・お問い合わせ

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL.075-414-4849

〒602-8570 京都府上京区下立売通新町西入藪ノ内町 <http://www.pref.kyoto.jp/toc/index.html>

【京都府】国家戦略特区とは

「国家戦略特区」って何？

- 世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくるため、全国的に定められている法令や税制などの規制を、特別に緩和したり優遇したりする制度が適用される区域のことです。
- 全国で10区域のみ指定されており、**京都は「関西圏」として府域全域が国家戦略特区に指定されています。**

国家戦略特区では、10区域が指定されており300を超える事業が認定されています。
国家戦略特区は、今後も大胆な規制・制度の緩和の突破口となる区域の拡大を進めてまいります。



「国家戦略特区」で何ができるの？

- 全ての事業者の皆様（個人事業者、企業や大学などの法人）には、京都府内で次の事項にお取り組みいただけます。
 - ① 規制の特例措置の適用（規制緩和など）
 - ・ 事業者の皆さまの事業課題の解決に「オーダメイド」で対応する新たな規制緩和の提案（創設）
 - ・ **既に規格化されている「規制緩和メニュー」の活用**
 - ② 金融支援
 - ・ ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸付に対し、利子補給金を支給
 - ③ 課税の特例措置
 - ・ 設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例など

既に規格化されている「規制緩和メニュー」とは？

都市再生

- 1～8 容積率・用途等土地利用規制の見直し(8項目)
- 9 エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和)
- 10 航空法高さ制限に係る特例
- 11 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化(構造改革)
- 12 建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例

創業

- 13 開業ワンストップセンターの設置
- 14 公証人の公証役場外における定款認証
- 15 空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和
- 16～17 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化(2項目)
- 18 NPO法人の設立手続きの迅速化
- 19 一般社団法人等への信用保証制度の適用
- 20 多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置

外国人材

- 21 外国人家事支援人材の活用
- 22 創業人材等の多様な外国人の受入促進
- 23 創業外国人材の事業所確保要件緩和
- 24 外国人留学生の創業活動の促進
- 25 日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長
- 26 クールジャパン/外国人材の受入促進
クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進
- 27 外国人を雇用しようとする事業主への援助(相談センターの設置)
- 28 農業支援外国人材の受入れ
- 29 高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設

観光

- 30 滞在施設の旅館業法の適用除外
- 31 旅館業法の特例対象施設で重要事項説明義務がないことの明確化
- 32 過疎地等での自家用自動車の活用拡大
- 33 民間と連携した出入国手続き等の迅速化
- 34 道の駅の設置者の民間拡大
- 35 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除

近未来技術

- 36 電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮(特定実験試験局)
- 37 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置
- 38～41 地域限定型サンドボックス制度による自動運転等の実証実験

農林水産業

- 42 農業委員会と市町村の事務分担
- 43 企業による農地取得の特例
- 44 国有林野の貸付面積の拡大
- 45 国有林野の貸付等に関する対象者の拡大
- 46 単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和(構造改革)
- 47～48 保安林の指定の解除手続期間の短縮

医療

- 49 国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁
- 50 外国医師診療所の設置
- 51 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
- 52 保険外併用療養の拡充
- 53 医学部の新設
- 54 医療法人の理事長要件の見直し
- 55 粒子線治療の研修の出入国管理及び難民認定法施行規則の特例
- 56 iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
- 57 テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- 58 特区医療機器薬事戦略相談
- 59 革新的な医薬品の開発迅速化
- 60 陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業
- 61 臨床試験専用病床の施設基準の緩和(構造改革)

介護

- 62 ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

保育

- 63 地域限定保育士の創設
- 64 多様な主体による地域限定保育士試験の実施
- 65 小規模認可保育所における対象年齢の拡大
- 66 地方裁量型認可化移行施設の設置

雇用

- 67 雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置
- 68 障害者雇用に係る雇用率算定の特例の拡充
- 69 シニア・ハローワーク(構造改革)

教育

- 70 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
- 71 獣医学部の新設